

学校法人立命館は、学園関係者が学園の理念、使命を共有して、「立命館憲章」を制定し、これを社会に発信している。立命館の役員等は、率先してその充実向上をはかるよう努めなければならない。とりわけ、役員等は、私立学校の独自性、自主性、自律性を十分に自覚し、私立学校が有する社会的使命、公共的性格を十分に自覚し、立命館が歴史的に形成してきた学園運営の諸原則を維持発展させ、立命館の教育理念、とりわけ大学においては学問の自由、大学自治の精神にもとづく学園運営と教学を行うという任務遂行の負託に応え、公正かつ責任ある職務遂行をなすべき責務があることを自覚しなければならない。また役員等は、教職員のよき模範となり、すべての構成員の人格を尊重する姿勢を堅持しなければならない。ここに役員等が遵守すべき倫理行動基準を明らかにして、役員等、学校法人立命館および設置する学校への社会の期待と信頼を高めることを目的として、この規程を定める。

(趣旨)

第1条 この規程は、本法人の役員等が遵守すべき倫理行動基準および倫理の保持を図るために必要な事項を定める。

(適用対象者)

第2条 この規程は、次の各号に掲げる者に対して適用する。

- (1) 学校法人立命館寄附行為第5条第2項および第3項に掲げる者
- (2) 同第7条第1項第3号に掲げる者
- (3) 同第7条第1項第3号に掲げられていない副総長、副学長および学部長
- (4) 同第8条に掲げる監事のうち常勤の者
- (5) 同第4条第3号から第11号に掲げる学校の校長

2 この規程においては、前項各号に掲げる者を「役員等」という。

(倫理行動基準)

第3条 役員等は、次に掲げる事項を倫理行動基準として行動しなければならない。

- (1) 本法人が設置する学校の社会的使命および公共的性格を十分に認識し、本法人および設置する学校のために、善良な管理者として忠実にその職務を遂行する。
- (2) 職務の遂行にあたっては、本法人および設置する学校の発展に尽くし、誠実にこれに取り組み、損失、不利益を生じさせないように努める。
- (3) 本法人および設置する学校ならびに他の役員等の名誉、信用または品位を損なう言動を行わない。
- (4) 職務の遂行にあたっては、常に公正かつ公平に留意する。
- (5) 職務の遂行にあたっては、職務や地位を自らの私的利益のために用いない。
- (6) 職務上知り得た秘密の情報を他に漏らさない。
- (7) 職務の遂行にあたっては、率先して法令ならびに本法人および設置する学校の諸規程を遵守し、コンプライアンスの推進を図り、常に相手の人格を尊重し、品位ある言動に務める。
- (8) 法令ならびに本法人および設置する学校の諸規程によって与えられた権限を行使するにつき、当該権限行使の対象となる者と不適切な接触をせず、また贈与等を受けない。
- (9) 自らの行動が、本法人および設置する学校の信用に重大な影響を与えることを常に認識して行動する。

2 立命館大学教職員倫理行動指針は、役員等に対して適用または準用する。

(役員倫理担当理事)

第4条 役員等の倫理に関する事項を処理するため、役員倫理担当の役員(以下、「役員倫理担当理事」という。)を定める。

2 前項の役員は、常勤の理事のなかから理事長の指名にもとづいて常任理事会で決定する。

#### (禁止行為)

第5条 役員等は、第7条に掲げる場合を除き、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品または不動産の贈与を受けること。
- (2) 利害関係者から金銭の貸与を受けること。
- (3) 利害関係者からまたはその負担で無償または有利な条件で物品または不動産の貸付を受けること。
- (4) 利害関係者からまたはその負担で無償または有利な条件で役務の提供を受けること。
- (5) 利害関係者から未公開株式を譲り受けること。
- (6) 利害関係者から供応接待を受けること。
- (7) 利害関係者とともに飲食すること。
- (8) 利害関係者とともに遊技またはゴルフをすること。
- (9) 利害関係者とともに旅行すること(業務である場合を除く)。

2 前項各号に規定する禁止行為の具体的基準は、役員倫理担当理事が定める。

3 役員等は、利害関係者以外の者であっても、一般社会人として許容される程度を超えて、第1項に規定する行為をしてはならない。

4 第1項に掲げる禁止行為に該当するかまたは前項で許容される程度を超えるかどうかを自ら判断できないときは、役員等は役員倫理担当理事に相談しなければならない。ただし、該当者が役員倫理担当理事であるときは、理事長に相談しなければならない。

#### (利害関係者)

第6条 前条にいう利害関係者とは、次の者をいう。

- (1) 物品、役務等の購入の契約に関係する場合  
当該契約の相手方、契約の相手方になろうとする者およびその親族ならびにこれらの者の代理人
- (2) 入学試験に関する場合  
入学志願者およびその親族ならびにこれらの者の代理人
- (3) 成績評価、学位授与等に関する場合  
該当者およびその親族ならびにこれらの者の代理人
- (4) 学生または教職員の懲戒処分に関する場合  
該当者およびその親族ならびにこれらの者の代理人
- (5) 教職員の採用に関する場合  
該当者およびその親族ならびにこれらの者の代理人
- (6) その他の業務に関する場合  
該当者およびその相手方ならびにその親族ならびにこれらの者の代理人

2 利害関係者に該当するかを判断できないときの扱いについては、第5条第4項を準用する。

#### (許される行為)

第7条 役員等は、第5条の定めにかかわらず、儀礼行為、応接および会合等の場合には、利害関係者から一般社会人として許容される範囲で記念品等の贈与を受け、または簡素な飲食物の提供を受けることができる。

2 役員等は、私的な関係がある者であって、利害関係者に該当する者の間においては、その職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯および現在の状況ならびに行おうとする行為の態様等に鑑み

て、公正な職務遂行に対する学生、教職員の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、第5条第1項の定めにかかわらず、同項各号に掲げる行為をすることができる。

3 第1項および前項に該当するかを判断できないときの扱いについては、第5条第4項を準用する。

#### (報告・報酬)

第8条 役員等は、事業者、その他の団体および事業を行う個人からの依頼を受けて、業務に関する知識につき報酬を得て講演、討論、研修、講習等に招聘されたときは、あらかじめ役員倫理担当理事に報告しなければならない。

2 役員等は、前項に掲げる者から、金銭、物品およびその他財産上の利益の供与または飲食物の提供を受けたときは、その都度役員倫理担当理事に報告しなければならない。ただし、1件につき受けた利益が10,000円未満の場合はこの限りではない。

3 第1項に該当するかを判断ができないときの扱いについては、第5条第4項を準用する。

#### (監事に対する適用除外)

第9条 第2条第1項第4号に掲げる監事に対しては、第5条第4項、第6条第2項、第7条第3項および第8条規定を適用しない。

#### (宣誓義務)

第10条 役員等が就任するときは、この規程を遵守することを宣誓し、署名しなければならない。

#### (調査・処分)

第11条 役員等に、この規定に違反する行為があると認められるときは、理事長は直ちに調査を命じ、必要な措置を取らなければならない。ただし、理事長が該当者であるときは、寄附行為第15条により理事長を代行する理事が、その順位に従い調査を命じ、必要な措置をとらなければならない。

2 処分等については、別途定める。

#### (改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会において行う。

#### 附 則

1 この規程は、2010年5月28日より施行する。

2 この規程を施行するときにすでに就任している役員等もこの規程を遵守することを宣誓し、署名する。